(二)　認定市町村の長は、商店街活性化促進区域内の建築物又は土地であって事業の用、住宅の用その他の用途に供されていないことが常態であるもの（以下「特定建築物等」という。）について、当該商店街活性化促進事業計画の達成のため必要があると認めるときは、当該特定建築物等の所有者等に対し、要請及び勧告をすることができることとした。

(三)　商店街活性化促進事業計画に記載された商店街活性化促進区域内においては、商店街振興組合の地区についての商店街振興組合法の特例及び計画に基づき事業を行う中小企業者の信用保証についての中小企業信用保険法の特例が認められることとした。

6　この法律は、平成三〇年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇学校教育法等の一部を改正する法律（法律第三九号）（文部科学省）

一　学校教育法の一部改正関係

1　第三四条第一項に規定する教科用図書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材がある場合には、当該規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができることとした。（第三四条第二項関係）

2　1の場合において、障害のある児童等の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて1の教材を使用することができることとした。（第三四条第三項関係）

3　1及び2を附則第九条第一項の規定により使用する教科用図書について準用することとした。（附則第九条第二項関係）

二　文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正関係

文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二四年法律第一四九号）の規定は、文部科学省が著作の名義を有する一の1の教材にも準用することとした。（第一七条関係）

三　著作権法の一部改正関係

1　教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、一の1の教材に掲載し、及びその使用に伴っていずれの方法によるかを問わず利用することができることとした。（第三三条の二第一項関係）

2　1により教科用図書に掲載された著作物を一の1の教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、1の趣旨等を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならないこととした。（第三三条の二第二項関係）

3　文化庁長官は、2の算出方法を定めたときは、これを官報で告示するものとした。（第三三条の二第三項関係）

四　附則関係

1　この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。（附則第二条及び第三条関係）

2　その他関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第四条～第六条関係）

3　この法律は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（法律第四〇号）（国土交通省）

1　目的

この法律は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定について定めるとともに、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構その他の法人に海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業務を行わせる等の措置を講ずることにより、我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

(一)　「海外社会資本事業」とは、鉄道施設、水資源の開発又は利用のための施設、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する住宅その他の建築物及びその敷地、下水道、空港、道路、港湾その他国土交通省令で定める施設の整備、運営又は維持管理に関する事業であって、海外において行われるものをいうこととした。（第二条第一項関係）

(二)　「機構等」とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（4及び16において「鉄道・運輸機構」という。）、独立行政法人水資源機構（5において「水資源機構」という。）、独立行政法人都市再生機構（6において「都市再生機構」という。）、独立行政法人住宅金融支援機構（7において「住宅金融支援機構」という。）、日本下水道事業団、成田国際空港株式会社、高速道路株式会社、国際戦略港湾運営会社及び中部国際空港株式会社をいうこととした。（第二条第二項関係）

3　基本方針

国土交通大臣は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならないこと等とした。（第三条関係）

4　鉄道・運輸機構の行う海外高速鉄道調査等業務等

(一)　鉄道・運輸機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、次に掲げる業務を行うこととした。（第四条第一項関係）

(1)　新幹線鉄道の技術が活用され、又は活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究を行うこと。

(2)　(1)の海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究の全部又は一部を行う事業を実施する者に対し、その事業の円滑な実施に必要な資金の出資等を行うこと。

(二)　鉄道・運輸機構は、(一)の(2)の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととした。（第四条第二項関係）

5　水資源機構の行う海外調査等業務

水資源機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、水資源の開発又は利用であって海外において行われるものに関する調査、測量、設計、試験、研究及び研修の業務を行うこととした。（第五条関係）

6　都市再生機構の行う海外調査等業務

都市再生機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、市街地の整備改善又は賃貸住宅の供給、管理若しくは増改築であって海外において行われるものに関する調査、調整及び技術の提供の業務を行うこととした。（第六条関係）

7　住宅金融支援機構の行う海外調査等業務

住宅金融支援機構は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、住宅の建設、購入、改良又は移転に必要な資金の融通であって海外において行われるものに関する調査、研究及び情報の提供の業務を行うこととした。（第七条関係）

8　日本下水道事業団の行う海外技術的援助業務

日本下水道事業団は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、下水道の整備に関する計画の策定若しくは事業の施行又は下水道の維持管理であって海外において行われるものに関する技術的援助の業務を行うこととした。（第八条関係）

9　成田国際空港株式会社の行う海外空港整備等事業等

成田国際空港株式会社は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、海外の空港の整備及び運営並びにこれらに関する調査等を行うこととした。（第九条関係）

10　高速道路株式会社の行う海外道路調査等事業等

高速道路株式会社は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、道路の整備又は維持管理であって海外において行われるものに関する調査、測量、設計、試験及び研究の事業を行うこととした。（第一〇条関係）

11　国際戦略港湾運営会社の行う海外港湾整備等事業等

国際戦略港湾運営会社は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査等を行うこととした。（第一一条関係）

12　中部国際空港株式会社の行う海外空港整備等事業等

中部国際空港株式会社は、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、海外の空港の整備及び運営並びにこれらに関する調査等を行うこととした。（第一二条関係）

13　機構等への情報提供等

国土交通大臣は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、機構等及び海外社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者に対し、必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うこと等とした。（第一三条関係）